

京都市学校歴史博物館 消防用設備保守点検業務委託仕様書

[対象施設]

名 称 京都市学校歴史博物館
所在地 京都市下京区御幸町通仏光寺下る橘町 437 番地

(業務内容)

第 1 条 消防設備保守点検会社（以下「乙」という。）は、契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで、京都市（以下「甲」という。）が管理する京都市学校歴史博物館に設置した消防用設備の機能保全のため、点検技術要員を派遣し、消防法、同法施行令並びに同法施行規則に定める所要の点検及びこの仕様書に定める消火栓用設備の点検を行い、もって甲の防火管理者の行う維持業務を補佐する。

2 保守・点検設備は、別表のとおりとする。

3 乙は、点検結果又は処置の内容について甲に報告し、甲は乙の作業を確認のうえ、乙の提示する「消防用設備等点検結果報告書」に承認の捺印をする。

第 2 条 甲は、常にこの設備が正規の状態にあることを注意し、万一火災その他によって作動した場合及び甲が上記設置場所において火災事故を発見した場合は、遅滞なく乙に通知することとし、乙がこの通知を受けたときは、速やかに適当な処置をとるものとする。

第 3 条 甲は、次の各号に掲げる場合、すみやかに乙に通知し、甲乙協力して設備の保全に努める。

(1) 建物の改修等により消防用設備の機能に支障が起これと思われる場合

- ① 室内の間仕切変更工事
- ② 室内の内装工事
- ③ 建物の改修工事

(2) 次の事由により消防用設備が作動した場合

- ① 室内の装飾工事が原因である場合
- ② 室内の配線工事が原因である場合
- ③ 雨水、漏水、塵埃、異常湿温等により電話又は機器に異常が発生した場合
- ④ その他の異常原因及び原因不明により作動した場合

(3) 消防用設備の機能に支障が発生した場合。

- ① 水漏れ、水圧低下、ガス漏れ等による異常状態が発生した場合
- ② いたずら、事故等により、機器、電路、配管等に故障が発生した場合

(点検回数)

第4条 定期点検の回数は別表に定めるとおりとする。

(委託料の請求等)

第5条 乙は、業務の提供を完了したときは、すみやかに点検実施報告書を添付し、委託料の支払い請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、点検実施報告書に記載された事項を確認し、事実と相違ないと認めたときは、すみやかに請求のあった委託料を乙に支払うものとする。

3 経済状況の変化、法令変更に基づく契約業務内容の変更、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、契約期間中であっても、甲乙協議のうえ、契約金額を改定することができる。

4 甲の注文により、乙が仕様書に定めるもの以外の業務を行った場合は、本条第1項及び第2項に準じて別途精算するものとする。

5 乙は、甲の負担にかかる費用を立て替えることができる。この場合の精算についても、本条第1項及び第2項に準じる。

(費用の負担)

第6条 本設備の定期点検に要する器具・器械・消耗品等は乙の負担とする。ただし、次に掲げる費用は甲の負担とし、前条第1項及び第2項に準じ、精算するものとする。

(1) 甲の都合により行う工事又は模様替のため設備の移設又は修理を必要とする場合

(2) 設備の破損又は老朽化等、乙の責に帰さない機器交換又は設備の補修の必要が生じた場合で、甲が認めたもの

(3) 設備維持のための予備品等の規定数量に対する補充品

(4) 障害排除のため、特に必要とした費用

(損害賠償責任)

第7条 乙の技術員が甲の建築物内で行う乙の業務上の行為に関する責任は、乙が負うものとし、乙は、作業実施にあたって甲又は甲の賃借人若しくは第三者に損害を与えた場合、すみやかに甲にその旨を通知するとともに、乙の責任と費用においてその処理解決にあたらなければならない。

2 前項の場合、やむを得ず甲が出費したときは、乙はこれを補償しなければならない。

3 次の各号に掲げる場合、乙は甲に対しいかなる責任も負わない。

(1) 甲が行う消防用設備の日常における維持管理が不十分のため機能が正常に作動しなかった場合

(2) 消防用設備の各種装置機器を乙以外の者が誤って操作したために起こった事故の場合

- (3) 消防用設備の各種装置、機器等を乙に連絡なく改造・改修を行い、その結果、機能が損なわれて正常に作動しなかった場合
- (4) 理由の如何を問わず、乙以外の者が人為的に、設備の機能に障害を与え、事故が発生した場合及び設備が正常に作動しなかった場合
- (5) 天災地変その他不可抗力により、設備の機能に障害が発生した場合又はその結果発生した損害
- (6) 甲が乙に対し、第 2 条及び第 3 条に定める通知をしなかった場合

(解約条項)

第 8 条 この契約の期間中に甲乙のいずれか一方が本契約を解除しようとする場合は、3 箇月前までに相手方に通告するものとする。

(特記事項)

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第 9 条 甲は、この契約の履行期間中において、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が次の各号のいずれかに該当していたときは、契約を解除することができる。

- (1) 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号に該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (3) 乙が、第 1 号に該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(その他)

第 10 条 この契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

京都市学校歴史博物館 消防設備保守点検業務対象設備

〔自動火災報知設備〕

設 備 名	数量	機器点検	総合点検
受信機 P 型 1 級 14/20 回線	1 式	年 2 回	年 1 回
差動式スポット型感知器	30 個	年 2 回	年 1 回
煙感知器	66 個	年 2 回	年 1 回
発信機	14 個	年 2 回	年 1 回
電鈴	14 個	年 2 回	年 1 回
表示灯	14 個	年 2 回	年 1 回
電源装置	1 式	年 2 回	年 1 回
配線点検	1 式	—	年 1 回

〔火災通報装置〕

設備名	数量	機器点検	総合点検
火災通報装置本体	1 台	年 2 回	年 1 回
呼び出し電話機	1 個	年 2 回	年 1 回
押しボタン	1 個	年 2 回	年 1 回
火災通報試験又は試験装置による試験	1 式	年 2 回	年 1 回
配線点検（絶縁測定）	1 式	—	年 1 回

〔屋内消火栓設備〕

設備名	数量	機器点検	総合点検
ポンプ・モーター	1 組	年 2 回	年 1 回
消火栓ボックス	13 台	年 2 回	年 1 回
制御盤	1 台	年 2 回	年 1 回
常用電源	1 式	年 2 回	年 1 回
表示灯	13 個	年 2 回	年 1 回
放水テスト	1 式	—	年 1 回

京都市学校歴史博物館 消防設備保守点検業務対象設備

〔窒素消火設備〕

設備名	数量	機器点検	総合点検
窒素容器	8 本	年 2 回	年 1 回
起動用ガス容器	2 組	年 2 回	年 1 回
スピーカー	2 個	年 2 回	年 1 回
常用電源	1 式	年 2 回	年 1 回
予備電源	1 式	年 2 回	年 1 回
噴射ヘッド	4 個	年 2 回	年 1 回
制御盤（2 回線）	1 面	年 2 回	年 1 回
圧力スイッチ	2 個	年 2 回	年 1 回
逆止弁	4 個	年 2 回	年 1 回
放出表示灯	3 個	年 2 回	年 1 回
選択弁	2 個	年 2 回	年 1 回
連動用感知器（定温式スポット型感知器）	6 個	年 2 回	年 1 回
連動用感知器（光電式煙感知器）	6 個	年 2 回	年 1 回
放出試験		—	年 1 回

〔その他〕

設備名	数量	機器点検	総合点検
消火器（粉末消火器 10 型）	19 本	年 2 回	-